

第4期八戸市地域福祉計画 登載事業一覧

基本目標1 健康で生きがいのある生活を送ることができる地域づくり

(1) 健康づくりの推進

No.	再掲	事業名	事業概要	担当機関
1	○	地域包括支援センター運営事業	市内12圏域に委託型地域包括支援センターを設置し、包括的支援及び介護予防支援を行う。 市は基幹型センターとして、委託型センターを統括し、指導・助言等の後方支援を行う。	高齢福祉課
2		介護予防センター運営事業	高齢者自らが健康状態を日頃から意識し、主体的に介護予防に取り組むことができるよう介護予防事業及び認知症支援事業を実施する。	高齢福祉課
3	○	認知症サポーター養成・活動促進事業	認知症サポーター養成講座を開催する。 認知症サポーター養成講座の講師となるキャラバン・メイトの養成及び活動の支援を実施する。 認知症サポーター等で構成する支援チーム「チームオレンジ」を整備し、認知症の人やその家族のニーズに合わせた支援を実施する。	高齢福祉課
4		介護予防・日常生活支援総合事業	地域の高齢者を対象に、状態や必要性に合わせた様々なサービスを提供する。 地域の実情を踏まえ、要支援者等の多様なニーズに対応した介護予防サービスを提供する。	高齢福祉課
5		健康教育事業	母子健康教育として、両親学級やすすく離乳食教室、地区健康教室等を開催する。 成人健康教育として、市民健康づくり講座や地区健康教室を開催する。	健康づくり推進課
6	○	健康相談事業	母子健康相談として、マタニティ健康相談や乳幼児健康相談等を行う。 成人健康相談として、保健師や栄養士による課内窓口での健康相談のほか、電話相談、地区健康相談等を行う。	健康づくり推進課
7	○	健康づくり団体等活動支援事業	食生活改善推進員養成研修会を開催する。 食生活改善推進協議会と連携して健康づくりを行う。 地域の健康づくりのリーダーである保健推進員を育成する。	健康づくり推進課
8		こころの健康づくり事業	講演会の開催や各種広報媒体を活用し、こころの健康づくりに関する普及啓発を推進する。	健康づくり推進課
9		がん検診事業	胃がん、肺がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がん、前立腺がんのがん検診を行う。	健康づくり推進課
10		健康まつり開催事業	市民の健康づくりの意識高揚を図るため、講演会や健康展等を実施する。	国保年金課

(2) 高齢者や障がい者等の社会参加の促進

No.	再掲	事業名	事業概要	担当課
11	○	心のバリアフリー推進事業	高齢者や障がい者等への理解を促し、思いやりの心を育むため、市民等を対象とした体験型講習会等を開催するとともに、各種広報媒体を活用し、正しい知識の普及啓発を図る。	福祉政策課
12	○	鷗盟大学運営事業	満60歳以上の市民が入学できる2年制の大学を運営し、一般教養科目のほか、「生活福祉科」「園芸科」それぞれの課程に沿った専門科目を学習する機会を提供する。	高齢福祉課
13		シニアはつらつポイント事業	高齢者が介護施設などで行ったボランティア活動に対して、商品券との交換や福祉団体への寄附ができるポイントを付与する。	高齢福祉課
14	○	ほっとサロン・三世代交流事業	高齢者の閉じこもりや孤独感の解消と、介護予防のためのほっとサロンを各地区で開催する。三世代交流運動会、昔っこ遊び、三世代交流もちつき会、しめ飾り作りなどを各地区で開催する。	高齢福祉課
15		高齢者バス特別乗車証交付事業	70歳以上の高齢者（身体障害者手帳1～4級・愛護手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者を除く）に対し、1年間利用できるバス特別乗車証を交付する。	高齢福祉課
16		老人クラブ活動支援事業	老人クラブが行う社会奉仕活動、老人教養講座、健康増進事業の経費の一部を補助する。老人クラブ連合会が行う運営事業費、特別事業費、健康づくり事業費、活動支援体制強化事業費の一部を補助する。	高齢福祉課
17		障がい者バス特別乗車証交付事業	6歳以上の障がい者に対し、市営バスや南部バスの市内全線で利用できるバス特別乗車証を交付する。	障がい福祉課
18		自動車運転免許取得・改造事業	障がい者が自動車運転免許の取得及び自動車改造に要した経費を助成する。	障がい福祉課
19		意思疎通支援事業	聴覚障がい者等が手話通訳又は要約筆記を必要とする場合に手話通訳者等を派遣する。また、手話奉仕員養成講座及び手話通訳者養成講座を行う。	障がい福祉課
20		障がい者就労支援事業	障害者優先調達推進法の周知や同法による障害者就労施設等における提供物品等紹介のためのパンフレットを作成し、配布する。	障がい福祉課
21	○	障がい者就労サポーター養成事業	障がい者雇用（予定含む）企業や障害者就労継続支援サービス事業所の関係者、その他市民等を対象に、障がいの特性や障がい者支援に関する制度について理解を深めるための障がい者就労サポーター養成講座を開催する。	障がい福祉課
22		障がい者就労支援団体ネットワーク事業	障がい者の就労に関する情報について、関係事業所・団体や市民に対して情報提供・共有を行う。意見交換等を行う会議や市民を含めた研修会を開催する。	障がい福祉課
23		地域活動支援センター事業	障がい者の創作的活動や生産活動の機会の提供等を行う。専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療、福祉等との連携強化のための調整や地域住民ボランティアの育成等を実施する。	障がい福祉課

24	障がい者団体活動支援事業	障がい者等の家族会等が自発的に行う活動に対して補助金を交付する。	障がい福祉課
25	シルバー人材センター育成・援助事業	高齢者の地域における就労やボランティア活動などを行うシルバー人材センターを支援する。	産業労政課
26	公民館講座	各地域の特性を生かした学習活動を推進し、魅力ある地域づくりができるような講座を実施する。	社会教育課
27	市民大学講座	市民を対象に、知性を磨き、薰り高い教養を身につける生涯学習の場として、文学・スポーツ・政治経済・家庭教育・環境など、広範多岐にわたる内容の講座を開催する。	社会教育課

(3) 地域医療体制の整備

No.	再掲	事業名	事業概要	担当課
28		救急医療体制整備事業	医療機関・救急患者搬送機関等と連携し、初期救急から重篤・重症な救急患者まで、症状等に応じた救急医療が行える体制を整備する。	保健総務課
29		地域医療連携の推進	急性期の医療機関やかかりつけ医など、疾病や病態に応じた適切な医療機関の受診を推進するための周知を行う。	保健総務課
30		AED普及促進事業	ボランティア団体等との協働によりAED講習会を開催する。 イベント等での救命活動に備えるため、圏域内でAEDの相互利用を行う。 AED設置施設の情報提供を行う。	保健総務課
31		ドクターカー運行事業	医師を乗せて救急現場に直行する「ドクターカー」を市民病院に配備、運行する。	保健総務課

(4) 多様な働き方、生き方が選択できる環境の整備

No.	再掲	事業名	事業概要	担当課
32		男女共同参画情報発信事業	固定的性別役割分担意識を払しょくし、市民及び事業所の男女共同参画意識の醸成を図るため、情報誌「WITH YOU」の発行や広報・ホームページ等により、身近な場面での男女共同参画の話題提供・情報発信を行う。 また、八戸商工会議所発行の「商工ニュース」にワーク・ライフ・バランスや各種休暇制度等に関する記事を掲載する。	市民連携推進課
33		意識啓発講演会開催事業	市民を対象に男女共同参画の必要性について普及啓発を図るため、八戸市男女共同参画推進月間である10月に意識啓発講演会を開催する。	市民連携推進課
34		ロールモデルPR事業	ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、起業や就業、社会活動等の様々な分野で活躍する方の情報を発信する。	市民連携推進課

35	LGBT理解促進研修会の開催	差別や偏見のない誰もが生活しやすいまちづくりへの契機とするため、市民等を対象とした研修会を通じて、性的指向や性自認に関する理解促進と意識啓発を図る。	福祉政策課
----	----------------	--	-------

基本目標2 個人が尊重され誰もが公平に福祉サービスを受けられる体制づくり

(1) 自立支援と権利擁護の推進

No.	再掲	事業名	事業概要	担当課
36		日常生活自立支援事業（民間）	高齢者や障がい者が地域で安心して生活が送れるように、福祉サービスの利用手続きや日常生活に必要な金銭管理の援助等を行う。	市社会福祉協議会
37		生活困窮者自立相談支援事業	「生活自立相談支援センター」を開設し、生活困窮者からの相談について複合的な課題の分析やその解決に向けた専門機関への適切なつなぎ、個々の状況に応じた自立支援計画の作成等の支援を行う。	生活福祉課
38		住居確保給付金	離職や自営業の廃業又はやむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居を失った又はそのおそれの高い方に、一定期間、家賃相当分（支給要件・上限あり。共益費等は対象外）の住居確保給付金を支給し、住居と就労機会の確保を支援する。	生活福祉課
39		家計改善支援事業	生活困窮者からの相談に応じ、家計管理に関する助言や指導、貸付のあっせん等を実施し、家計管理能力の向上等により、自立した生活の定着を支援する。	生活福祉課
40		生活困窮者等学習支援事業	生活困窮世帯の中学校から高等学校までの生徒に対し、特定の場所を確保した拠点型の学習指導を行う。拠点型の支援に参加する生徒とその保護者への学校生活や進路等に関する相談支援を通じて生徒（世帯）の状況を把握し、必要に応じて訪問型・通信型の学習支援を行う。	生活福祉課
41		生活保護受給者等就労準備支援事業	就労意欲が低い、生活習慣の改善が必要等の課題を抱え、直ちに就労することが困難な生活困窮者を対象に、就労に向けた支援や就労機会の提供を行う。	生活福祉課
42		成年後見センター事業（地域連携ネットワークの中核機関及び協議会の設置運営）	権利擁護に関する総合相談を行う。 成年後見ネットワーク会議を運営する。 成年後見セミナーを開催するなど成年後見制度等に関する啓発・研修を行う。	高齢福祉課 障がい福祉課
43		成年後見制度利用支援事業	高齢者や障がい者などの成年後見制度利用にあたり、必要経費負担能力のない者に対して経費の一部又は全部を助成する。	高齢福祉課 障がい福祉課
44	○	市民後見推進事業	市民後見人養成研修や市民後見人フォローアップ研修を開催するとともに、市民後見人の活動支援を行う。 市民後見人候補者への助言、後見人受任後の継続的な支援を行う。 市民後見人の名簿管理を行う。 成年後見制度の利用支援等に関する必要事項の調査審議を行うため、市民後見推進協議会を開催する。	高齢福祉課 障がい福祉課
45		高齢者虐待防止研修会の開催	市民や高齢者施設関係職員等を対象に、高齢者虐待に関して啓発を行うとともに、高齢者虐待の実態と防止・対応上の留意点を学ぶことを目的に研修会を開催する。	高齢福祉課

46	高齢者・障がい者虐待対策ケース会議の開催	高齢者や障がい者に対する虐待の防止及び早期発見を図り、その原因を明らかにする。被害者及び家族等への総合的な支援策を検討し、各関係機関との連携システムを構築する。	高齢福祉課 障がい福祉課
47	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	母子家庭・父子家庭・寡婦を対象に、母子父子寡婦福祉法に基づき、自立支援のための貸付を行う。（貸付の種類は12種類）	こども家庭相談室
48	いじめ問題対策連絡協議会の開催	公立小・中学校におけるいじめの防止等に関する対策を総合的かつ効果的に推進するため、関係機関や団体等で構成する会議を開催し、情報共有や啓発活動等について連携して対応する。	教育指導課
49	権利擁護支援事業	高齢者やその家庭に重層的な課題が存在している等の困難事例や虐待事例を把握した場合には対応を検討し、必要な支援を行う。 日常生活自立支援事業、成年後見制度等の制度の説明や活用等、ニーズに即した適切なサービスや関係機関につなぎ、適切な支援を提供することにより、高齢者の生活の維持を図る。 消費者被害を防止するため、必要な情報提供や消費生活センター等と連携した対応を行う。 障がい者虐待に関する普及啓発活動の推進、虐待対応ケース会議の運営を行う。	高齢福祉課 障がい福祉課
50	母子家庭等対策総合支援事業	ひとり親家庭等への総合的な支援を行う。 就職、生活援助、資格取得、学び直し、法律相談等、自立を目的とした支援を行う。	こども家庭相談室
51	市営住宅における優先入居	市営住宅の入居に際し、多子世帯、ひとり親世帯、DV被害者世帯、障がい者世帯、高齢者世帯等、居住の安定を図る必要がある世帯に対し、優先的な取扱いを行う。	建築住宅課
52	住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅登録事業	空き家、空き室の所有者等からの申請に基づき、その家屋を利用して高齢者、低所得者、子育て世帯等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として登録し、広く一般に情報提供する。	建築住宅課

(2) 相談支援体制の充実と適切な情報発信

No.	再掲	事業名	事業概要	担当課
53	○	地域子育て支援センター事業	地域の認定こども園・保育所（園）への委託により、子育ての不安・悩みの相談や保護者同士が交流する場を提供する。	こども未来課
(1)	○	地域包括支援センター運営事業	市内12圏域に委託型地域包括支援センターを設置し、包括的支援及び介護予防支援を行う。 市は基幹型センターとして、委託型センターを統括し、指導・助言等の後方支援を行う。	高齢福祉課
54		障がい者相談支援事業	障がい者が地域で自立した生活を営むことができるように、障がい者等からの相談に応じ必要な情報の提供及び援助を行う。	障がい福祉課
(6)	○	健康相談事業	母子健康相談として、マタニティ健康相談や乳幼児健康相談等を行う。 成人健康相談として、保健師や栄養士による健康相談のほか、電話相談、地区健康相談等を行う。	健康づくり推進課
55		女性健康支援センター事業	思春期から更年期に至る女性の身体的・精神的悩みや健康状態等に関する相談に対し、助言や指導などを行う。 女性の健康週間に合わせ、講演会を開催する。	健康づくり推進課

56	八戸版ネウボラ推進事業	妊産婦及び乳幼児の保護者、子どものいる家庭が安心して子育てできるように、母子保健の「健康づくり推進課（子育て世代包括支援センター）」、福祉事務所「こども家庭相談室（子ども家庭総合支援拠点）」、教育委員会「こども支援センター」の3部署が総合保健センター内においてワンストップで相談対応できるように、子育て支援に係る保健・福祉・教育の連携強化を図る。	健康づくり推進課 こども家庭相談室 こども支援センター
57	子ども家庭見守り・訪問支援事業	保護者等にメリットがある育児や家事等の支援提供を行いながら、要保護・要支援児童の安否確認を行う。生活支援を通じて基本的な生活習慣の習得支援を行う。	こども家庭相談室
58	女性相談事業	DV（配偶者等からの暴力）の問題等について相談に応じ、安全に過ごせるように、関係機関と連携し必要な支援や情報提供を行う。 DV相談支援センターを開設する。	こども家庭相談室
59	スクールソーシャルワーカー活用事業	スクールソーシャルワーカースーパーバイザーを教育委員会内にある八戸市少年相談センターに配置し、学校や保護者からのいじめや不登校等の相談業務、スクールソーシャルワーカーの派遣を調整する。 市内中学校10校（1名につき2校）を拠点に、スクールソーシャルワーカーが全中学校区において相談活動を展開する。	教育指導課
60	福祉サービスの苦情相談・解決事業	福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決するため、助言、相談、調査、あっせん等を行う。	関係各課
61	多機関協働による包括的相談支援体制の整備	「住民に身近な圏域」にある相談支援機関等では対応しがたい複合的かつ複雑な課題や制度の狭間にある課題等を、多機関が協働して包括的に受け止める相談支援体制を整備する。	福祉政策課
62	重層的支援体制整備事業	対象者の属性を問わない包括的な支援、多様な社会参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業の実施について検討する。	関係各課
63	様々な媒体による情報発信	子育ての情報や高齢者の情報など、対象者に応じた様々な媒体による情報提供を推進する。	関係各課
64	高齢者、障がい者等に配慮した情報発信	高齢者や障がい者、外国人など、情報を得ることが困難な人にも必要な情報が確実に届くよう、拡大文字、ふりがな併記、音声案内、手話・筆記、イラスト、ピクトグラム、色使いの配慮など、相手方の特性を踏まえた適切な伝達手段を使って情報発信を行う。	関係各課

(3) 課題解決に向けたネットワークの構築

No.	再掲	事業名	事業概要	担当課
65		虐待等防止対策会議の開催	虐待等の防止に係る対策を分野横断で総合的に推進するため、保健・医療・福祉・介護・教育等の関係機関で構成する会議を開催し、庁内の分野別会議における対応体制の検証・助言等を行う。	福祉政策課
66	○	生活支援体制整備事業	資源開発、ネットワーク構築、ニーズと取組（生活支援サービス）のマッチングを行う生活支援コーディネーターを配置する。 生活支援コーディネーターを補完し、多様な主体間の情報共有及び連携・協働による体制整備を推進する協議会を開催する。 住民ニーズの把握と自助や互助の取組を促進するため、ワークショップを開催する。	高齢福祉課

67	八戸市自殺対策ネットワーク会議の開催	自殺対策に関わる保健、医療、福祉、教育、商工、労働、警察、消防、民間団体等の連携強化及び情報交換を行う。	健康づくり推進課
68	ひきこもり対策ケース会議の開催	地域支援者、警察関係者、行政機関の職員、その他ひきこもりの相談関係者等の関係機関が相互に連携し、ひきこもり支援の充実を図る。	健康づくり推進課
69	要保護児童対策地域協議会の開催	児童相談所やDV防止センターで対応した虐待案件へのその後の見守り・支援、要保護・要支援児童（ヤングケアラー含む）への支援などについて、関係課及び関係機関で定期的に会議を開催し、連携して対応する。	こども家庭相談室

(4) 再犯防止施策の推進

No.	再掲	事業名	事業概要	担当課
70		更生保護活動への支援	地域における更生保護活動の中心的な役割を担う八戸地区保護司会及び保護司の活動拠点である更生保護サポートセンターへの支援を行う。	くらし交通安全課 福祉政策課
71		社会を明るくする運動の推進	再犯防止に関する意識の醸成を図るため、保護司会、更生保護女性会、BBS会、警察、拘置所、教育委員会等と連携し、街頭啓発活動や各種媒体を用いた広報活動を実施する。	くらし交通安全課
72		民間協力者や関係団体等との連携	保護司、更生保護女性会など、関係団体の会議等を通じて、更生保護に係る情報共有を図るとともに、市社会福祉協議会、青森県保護観察所等との連携強化に努める。	くらし交通安全課
73		協力雇用主への入札優遇措置	建設工事競争入札参加者資格審査における主観的評価項目に、保護観察所に協力雇用主として登録している企業へ加える制度を導入するとともに、制度の周知に努め、刑務所・少年院出所者の生活安定を図る。	契約検査課

基本目標3 地域で支え合い、安心して暮らせる地域づくり

(1) 防災・防犯対策の充実

No.	再掲	事業名	事業概要	担当課
74		災害時要援護者支援事業	災害時要援護者の名簿や個別避難支援プランを作成する。 要援護者名簿等の提供を通じ、要援護者を地域で支援していく体制を構築する。 災害時要援護者支援マップシステムを運用する。	福祉政策課
75		福祉避難所整備事業	要配慮者移送チーム員を対象に研修を行う。 福祉避難所の修繕や備品等の整備を行う。	福祉政策課
76		地域の安心・安全見守り活動推進事業	宅配業者、タクシー会社、新聞販売店などと「地域の安心・安全見守り協定」を締結し、事業者が業務上把握した地域住民の状況に関する情報提供を受け、必要な対応につなげる体制を構築する。	福祉政策課

77	防災市民研修会開催事業	自主防災組織、町内会、学校等が開催する防災講演会等へ講師を派遣する。 防災に関する市民研修会を開催する。	防災危機管理課
78	自主防災組織育成事業	自主防災組織が防災資機材の整備に要する経費に対して補助金を交付する。 防災活動に持続性を持たせるとともに、地域防災力の向上を図るため、自主防災組織の活動に要する経費の一部に対して助成金を交付する。 自主防災会連絡協議会を通じて意見交換や情報共有を行い、自主防災組織相互の協力体制を構築・強化する。 地域における防災リーダーを育成するため、自主防災組織リーダー研修会を実施する。	防災危機管理課
79	安全・安心情報発信事業	災害時の避難情報や気象情報、火災情報、防犯情報、危険動物出没情報等の各種警戒情報（安全・安心情報）をメールや専用アプリで配信する。 利用者の拡大を図るため、チラシの配布等を行う。	防災危機管理課
80	総合防災訓練の実施	災害発生時の防災活動が迅速かつ的確に行えるよう地域住民や防災関係機関等の参加・連携のもと、避難訓練、救助・救出訓練、避難所開設訓練等を行う。	防災危機管理課
81	地区防災訓練への支援	町内会や自主防災組織が主催する地区防災訓練を支援する。	防災危機管理課
82	地域防犯管理者の養成事業	防犯対策にかかる一定の知識・技能を修得するため講習会を開催し、地域・事業所において、防犯診断、防犯指導を行い、犯罪被害の未然防止を図る。	くらし交通安全課
83	交通安全推進団体の育成・支援	地域や家庭での交通安全教育の推進、関係機関の連携を図るため、交通安全協力員や交通安全母の会連合会などの交通安全推進団体の育成・支援を行う。	くらし交通安全課
84	地域安全・安心マップづくり推進事業	子どもを犯罪被害から守るための地域安全マップを各小学校において作製する。	くらし交通安全課
85	安全・安心まちづくり推進協議会	市民、連合町内会、地域ボランティア団体、事業者、市、教育委員会、警察、消防、その他関係機関・団体により構成される協議会で、安全・安心なまちづくりについて協議する。	くらし交通安全課
86	悪質商法の被害防止のための出前講座の実施	悪質商法の被害防止のため、若年者（高校生、大学生等）向けに出前講座を実施する。	くらし交通安全課
87	消費生活相談の実施	専門の相談員を配置し、悪質商法等に係る消費生活相談を行う。	くらし交通安全課
88	悪質商法相談事例紹介	マスコミや市の広報を利用し、悪質商法の相談事例を紹介する。	くらし交通安全課
89	学校安全情報配信システムの運用	風水害等による通学路の危険情報や不審者情報などを携帯電話やパソコンの電子メールを利用して保護者等に配信することにより、学校、家庭、地域のネットワークを生かした子どもたちの安全確保を図る。	教育指導課

(2) 住民主体による支え合いの促進

No.	再掲	事業名	事業概要	担当課
90		連合町内会連絡協議会連携事業 (町内会加入促進など)	八戸市連合町内会連絡協議会と連携し、町内会への加入促進や町内会の組織強化を図る。	市民連携推進課
91		「地域の底力」実践プロジェクト促進事業	地域の特色や資源を活用し、抱える課題の解決や地域の活性化に向けて主体的に取り組む地域を公募し、取組内容の企画・立案段階でのノウハウの提供や会議開催の支援を行う。 プロジェクトの円滑な実践のため補助金を交付し、多様な団体と連携した地域活動の全体的な広がりを図る。	市民連携推進課
92		地域担当職員制度	協働のまちづくりを推進するため、地域と行政のつなぎ役となる担当職員を公民館（24館）の区域ごとに設置する。	市民連携推進課
93		協働のまちづくり研修会の開催	市民等が協働の意義や地域コミュニティに関する知識や理解を深め、協働のまちづくりへの積極的な参加・参画を促進するための研修会を開催する。	市民連携推進課
94		ほのぼのコミュニティ21推進事業	ほのぼの交流協力員、地域福祉推進員、子どもほのぼの交流員を設置し、地域住民とのふれあいや交流を行う。	福祉政策課
95		地域集会所整備事業	住民自らが地域集会所の新築・改修・建替・トイレ水洗化及び洋式化を行う際に補助金を交付する。	福祉政策課
96		民生委員・児童委員活動の推進	民生委員・児童委員の資質向上や啓発活動に取り組む民生委員児童委員協議会と連携し、情報交換や諸問題の解決に向けた協議等を行うとともに、同協議会への運営支援を行う。	福祉政策課
97		子育てサロン支援事業	地域の公民館や児童館等における子育てサロン（地域の親子が気兼ねなく集まり、子育ての相談や交流ができる場）の運営を支援する。	こども未来課
98		つどいの広場事業	八戸ポータルミュージアム内において「こどもはっち」を開設し、子育て親子の交流機会の提供や子育てに関する情報発信等を行う。	こども未来課
(53)	○	地域子育て支援センター事業	地域の認定子ども園・保育所（園）への委託により、子育ての不安・悩みの相談や保護者同士が交流する場を提供する。	こども未来課
99		ファミリーサポートセンター運営事業	子育ての援助を受けたい方（依頼会員）と子育ての援助を行いたい方（提供会員）を登録・紹介する。 提供会員に対して相互援助活動に必要な知識を付与するための講習会を開催する。 会員との交流を深め、情報交換の場を提供するための交流会を開催する。	子育て支援課
100		放課後児童健全育成事業	放課後に、保護者が就労等の事情により家庭にいない小学生を対象に（低学年優先）、適切な遊びの場及び生活の場を与え、児童の健全な育成を図る。	子育て支援課
101		児童館運営事業	健全な遊びを通して、児童の健康増進や情操を豊かにするため、遊具を使った遊びや創作等の活動を行う。	子育て支援課

102		児童館母親クラブ活動事業	児童の健全な育成を図るため、母親など地域住民による親子及び世代間交流や児童の事故防止活動等を行う。	子育て支援課
103	○	地区公民館を核とした地域コミュニティ活動の促進	住民自らが地域福祉をはじめとした様々な地域課題を解決していくため、会合の場として公民館を積極的に提供する。	社会教育課
104		地域における包括的相談支援体制の整備	住民に身近な圏域において、地域住民の相談を「世帯丸ごと」、「複合課題丸ごと」、「とりあえず丸ごと」受け止め、情報提供や助言を行うとともに、必要に応じて支援関係機関につなぐことができる体制を整備する。	福祉政策課

(3) ボランティア・NPO活動の活性化

No.	再掲	事業名	事業概要	担当課
105		八戸圏域住民活動促進事業	市民活動団体の拠点施設である市民活動サポートセンター「ふれあいセンターわいぐ」を運営する。公益的な活動を行う市民活動団体に対し、打合せスペースや作業スペースを提供するとともに、市民活動に関する情報などを発信する。	市民連携推進課
106		「元気な八戸づくり」市民奨励金制度	市民活動団体や地域コミュニティ活動団体が取り組む自主的な公益性のあるまちづくり活動に対し奨励金を交付する。	市民連携推進課
107		「元気な八戸づくり」市民提案制度	市民活動団体や地域コミュニティ活動団体、事業者から、市民と行政が協働して取り組むことにより相乗効果が期待できる事業提案を募集する。採択された事業を提案者と協力して実施する。	市民連携推進課
108		住民活動保険制度	対象圏域住民が行う公益的なまちづくり活動中の様々な傷害事故や賠償責任を総合的に補償することで、住民が安心して活動に参加することができる環境を構築する。	市民連携推進課
109		ボランティアセンター運営事業（民間）	ボランティア活動に関する相談、情報提供を行うとともに、講座等を開催する。ボランティア関係団体等との連絡調整を行う。	市社会福祉協議会

(4) 暮らしやすい生活環境の整備

No.	再掲	事業名	事業概要	担当課
110		南郷コミュニティバス運行事業	南郷地域における地域住民の移動手段を確保するため、コミュニティバスを運行する。	南郷事務所 都市政策課
111		南郷コミュニティタクシー運行事業	南郷地域における地域住民の移動手段を確保するため、コミュニティタクシーを運行する。	南郷事務所 都市政策課
(11)	○	心のバリアフリー推進事業	高齢者や障がい者等への理解を促し、思いやりの心を育むため、市民等を対象とした体験型講習会等を開催するとともに、各種広報媒体を活用し、正しい知識の普及啓発を図る。	福祉政策課

112		福祉バス運営事業	市内に拠点を置く各種福祉団体が、教養研修や大会への参加のほか、健康増進や会員等の交流促進を目的とした行事などを行う際に、1日2台を上限に無料で福祉バスを運行し、移動手段を確保するとともに社会活動等の促進を図る。	福祉政策課
(66)	○	生活支援体制整備事業	資源開発、ネットワーク構築、ニーズと取組（生活支援サービス）のマッチングを行う生活支援コーディネーターを配置する。 生活支援コーディネーターを補完し、多様な主体間の情報共有及び連携・協働による体制整備を推進する協議会を開催する。 住民ニーズの把握と互助や互助の取組を促進するため、ワークショップを開催する。	高齢福祉課
113		生活交通路線の確保	市民の生活に不可欠なバス路線を維持する。	運輸管理課 都市政策課

基本目標4 思いやりの心と人づくり

(1) 担い手の育成・支援

No.	再掲	事業名	事業概要	担当課
114		ハチカフェ オフサイトミーティング事業	対話を通じて、若者の地元への愛着心の醸成やまちづくりへの参画を促進するとともに、将来の担い手となる人材育成及び発掘へつなげるため、市民参加型のワークショップや意見交換会等を開催する。	市民連携推進課
115		八戸市社会福祉協議会との連携及び支援	地域福祉を推進していく上での中核機関となる社会福祉協議会と行政の密接な連携を図り、運営への支援を行う。	福祉政策課
116		民生委員児童委員研修会の開催	民生委員児童委員研修大会のほか、新任委員向けの研修、中堅民生委員向けの研修を開催する。	福祉政策課
(3)	○	認知症サポーター養成・活動促進事業	認知症サポーター養成講座を開催する。 認知症サポーター養成講座の講師となるキャラバン・メイトの養成及び活動の支援を実施する。 認知症サポーター等で構成する支援チーム「チームオレンジ」を整備し、認知症の人やその家族のニーズに合わせた支援を実施する。	高齢福祉課
(21)	○	障がい者就労サポーター養成事業	障がい者雇用（予定含む）企業や障害者就労継続支援サービス事業所の関係者、その他市民等を対象に、障がいの特性や障がい者支援に関する制度について理解を深めるための障がい者就労サポーター養成講座を開催する。	障がい福祉課
(44)	○	市民後見推進事業	市民後見人養成研修や市民後見人フォローアップ研修を開催するとともに、市民後見人の活動支援を行う。 市民後見人候補者への助言、後見人受任後の継続的な支援を行う。 市民後見人の名簿管理を行う。 成年後見制度の利用支援等に関する必要事項の調査審議を行うため、市民後見推進協議会を開催する。	高齢福祉課 障がい福祉課
117		ゲートキーパー養成研修の開催	自殺のサインに気づき、必要に応じて専門の相談機関につなぐ役割を担う「ゲートキーパー」を養成し、一般市民等、幅広く自殺対策を支える人材を育成する。	健康づくり推進課

(7)	○	健康づくり団体等活動支援事業	食生活改善推進員養成研修会の開催及び食生活改善推進員協議会と連携した健康づくり事業を実施する。地域の健康づくりのリーダーである保健推進員の育成及び保健推進員と連携した健康づくり事業を実施する。地域の健康づくり推進協議会等の健康づくり団体と連携した事業を実施する。	健康づくり推進課
(103)	○	地区公民館を核とした地域コミュニティ活動の促進	住民自らが地域福祉をはじめとした様々な地域課題を解決していくため、会合の場として公民館を積極的に提供する。	社会教育課
118		福祉サービス事業者の育成及び連携	福祉事業者によるサービスの質の向上及び行政との連携強化を図るため、地域福祉向上に関する研修会や情報提供等を行う。	関係各課

(2) 福祉教育の推進と福祉意識の醸成

No.	再掲	事業名	事業概要	担当課
(11)	○	心のバリアフリー推進事業	高齢者や障がい者等への理解を促し、思いやりの心を育むため、市民等を対象とした体験型講習会等を開催するとともに、各種広報媒体を活用し、正しい知識の普及啓発を図る。	福祉政策課
119		ボランティア推進校事業（民間）	地域での具体的な活動体験を通して、思いやりの心やお互いに助け合う力を育むとともに、家庭や社会への啓発を図るため、小・中・高等学校を対象にボランティア推進校を公募し、ボランティア活動に係る助成金を交付する。	市社会福祉協議会
120		共同募金活動の推進	八戸市社会福祉協議会との連携により共同募金活動を推進し、寄附による社会福祉貢献への関心を喚起する。	福祉政策課
121		福祉出前講座の実施	福祉意識を高めるため、学校や地域に出向き、福祉の出前講座を実施する。	福祉政策課
(12)	○	鷗盟大学運営事業	満60歳以上の市民が入学できる2年制の大学を運営し、一般教養科目のほか、「生活福祉科」「園芸科」それぞれの課程に沿った専門科目を学習する機会を提供する。	高齢福祉課
122		青少年の地域活動の推進事業	ボランティアの活動を通して、様々な地域活動に参加し、地域社会の一員としての自覚と関心を深めるため、中・高生のボランティア登録を行い、各種団体等からの依頼に応じてボランティアの派遣を調整する。	教育指導課

(3) 世代間交流の促進

No.	再掲	事業名	事業概要	担当課
(14)	○	ほっとサロン・三世代交流事業	高齢者の閉じこもりや孤独感の解消と、介護予防のためのほっとサロンを各地区で開催する。三世代交流運動会、昔っこ遊び、三世代交流もちつき会、しめ飾り作りなどを各地区で開催する。	高齢福祉課
123		地域伝統芸能の後継者養成への支援	無形民俗文化財の後継者養成のための事業に対し助成を行う。	社会教育課